

| 現規程 | 改正案 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>〔無期限の懲罰の解除〕</p> <p>第5条 1. 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第12号の懲罰のうち、無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下個人、団体ともに「当事者」という）は、処分開始日から<u>2年以上経過した後に</u>、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。</p> <p>(1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文（以下「当事者申請書類」という）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれか）に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。</p> <p>① 都道府県サッカー協会 ② 地域サッカー協会 ③ 第71条第2項各号に列挙する各種連盟 ④ Jリーグ</p> <p>(2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。</p> <p>(3) 本協会事務局は、当該懲罰を決定した委員会（規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という）に前号の書類一式を回付する。</p> <p>(4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり、担当委員会にて解除について審議・決定する。</p> <p>2. 前条に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。</p> | <p>〔懲罰の解除〕</p> <p>第5条 1. 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第12号の懲罰のうち、<u>3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下個人、団体ともに「当事者」という）は、処分開始日から3年が経過した後に</u>、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。</p> <p>(1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文（以下「当事者申請書類」という）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれか）に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。</p> <p>① 都道府県サッカー協会 ② 地域サッカー協会 ③ 第71条第2項各号に列挙する各種連盟 ④ Jリーグ</p> <p>(2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。</p> <p>(3) 本協会事務局は、当該懲罰を決定した委員会（規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という）に前号の書類一式を回付する。</p> <p>(4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり、担当委員会にて解除について審議・決定する。</p> <p>2. 前条に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。</p> | <p>無期限に限らず3年を超える有期の懲罰に対しても解除申請を可能とし、併せて解除申請が可能となる時期を延長する。</p> |